民事規則制定諮問委員会議事録

１　日時

令和６年３月２８日（木）午後３時００分から午後５時００分

２　場所

最高裁判所大会議室

３　出席者（敬称略、五十音順）

（委員）

小野寺真也、古賀政治、坂本三郎、品田幸男、高須順一、竹内努、谷眞人、中村也寸志、福田千恵子、堀田眞哉、松下淳一、三木浩一、山本和彦、山本克己（ウェブ参加）

（幹事）

楠松晴子、安西明子、家原尚秀、井﨑淳二、石田佳世子、宇田川公輔、大坪和敏、垣内秀介、黒瀬宣輝、定久朋宏、水津太郎、長田雅之、橋爪信、火ノ川忠、不破大輔、松原経正、渡邉達之輔

４　諮問事項

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４８号。ただし、同法附則第１条各号に掲げる規定を除く。）の施行に伴う民事訴訟規則の一部を改正する規則の制定について

５　配布資料

【資料１】諮問事項

【資料２】民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う民事訴訟規則の改正等に関する要綱案

【資料３】民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う民事訴訟規則の改正等に関する要綱案の補足説明

【参考資料１】参照条文

【参考資料２】現在検討中の整備の主なポイント

６　議事録

【福田委員】民事局長の福田でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日の議事進行は、山本和彦委員長にお願いをしたいと存じます。それでは、山本委員長よろしくお願い申し上げます。

【山本委員長】皆さんこんにちは、山本でございます。よろしくお願いいたします。本日会場には、ウェブ会議のためのモニター等が設置されておりますが、事前に山本克己委員から、ウェブ会議の方法による出席の御希望があり、これを相当と認めますので、山本委員には、ウェブ会議の方法により、本日の会議に御出席いただきます。よろしくお願いいたします。また審議に先立ちまして、本委員会で初めてお顔を合わせられる方もおいでかと存じますので、まずは自己紹介ということで、お一人ずつ御所属とお名前を御紹介いただきたく存じます。順番ですが、まずは前列の小野寺委員の方から、反時計回りでお願いいたします。火ノ川幹事まで御紹介いただいた後、ウェブ会議で御出席いただいている山本委員に私の方からお名前を呼びいたしますので、自己紹介をお願いいたします。なお、着席のままで結構ですので、よろしくお願いいたします。それでは、小野寺委員お願いします。

（各自）自己紹介（省略）

【山本委員長】皆様ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日は沖野委員、平川委員、それから福田幹事が御欠席ということで伺っております。最高裁判所民事規則制定諮問委員会細則４条による委員３分の１以上の出席という定足数を満たしておることを御確認させていただきたいと思います。なお、椿松幹事におかれては、御所用により、途中で御退席になるということをお伺いしております。

さて、本委員会の諮問事項は資料１のとおり、民事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、附則第１条各号に掲げる規定を除く規定の施行に伴う民事訴訟規則の一部を改正する規則の制定についてということでありますが、具体的な内容につきましては、事務局が作成した要綱案にまとめられておりますので、この要綱案に基づいて御審議をお願いしたいと存じます。審議はお手元の進行予定表のとおりに進めたく存じます。一応、終了時刻としては午後５時を目途としておりますが、議論の状況によっては、終了時刻が若干前後する可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、まず椿松幹事から配布資料及び議事録の取扱いについて御説明をお願いします。

【椿松幹事】配布資料につきまして御説明いたします。配布資料はいずれも事前に配布させていただいておりますが、席上のタブレットＰＣからも閲覧可能となってございますので御確認ください。資料１は「諮問事項」でございます。資料２は「要綱案」、資料３に「要綱案の補足説明」を付けさせていただいております。また、参考資料１は参照条文、参考資料２は「現在検討中の整備の主なポイント」となってございます。ウェブ会議の方法により御出席をされている山本委員におかれましては、これらの資料を事前に郵送及びメールで送信させていただいておりますので、御確認い

ただければと思います。配布資料につきましては、以上となります。

続きまして、議事録の取扱いについて御説明をさせていただきます。本委員会の議事録については、これまでと同様、発言者名を明記して作成し、最高裁判所のウェブサイト等で公表することとしたいと考えております。御説明は以上でございます。

【山本委員長】ありがとうございました。ただいまの議事録の取扱いに関する槇松幹事の御説明につきまして、御異議等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

（異議なし）

【山本委員長】それでは、御異議もないようですので、議事録につきましては、発言者名を明記し、かつ公表するという取扱いとさせていただきます。

次に、今回の本委員会への諮問の趣旨につきまして、福田委員から御説明をお願いいたします。

【福田委員】既に御承知のとおり、民事訴訟法等の一部を改正する法律が令和４年５月２５日に公布されました。この改正法のうち、当事者間秘匿やウェブ会議による口頭弁論期日等を可能とする部分は既に施行されていますが、残る、訴訟記録を原則として電子化するいわゆるフェーズ３に関する部分につきましては、公布の日から起算して４年を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとされており、これに関する民事訴訟規則改正等を検討する必要があります。

そこで、フェーズ３の内容の重要性等に鑑みると、これに関する民事訴訟規則の改正について、民事規則制定諮問委員会への諮問を経ることが相当であるとされたところです。

本委員会の開催に先立ち、委員・幹事の一部の方々にお集まりいただい

て、当初の予定よりも多い３回の小委員会を開催して、十分な御検討をいただき、その結果を踏まえて本要綱案を作成しておりますので、本日はこの要綱案を基に御審議をお願いしたいと存じます。以上です。

【山本委員長】ただいまの諮問の趣旨について、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、そのような趣旨に基づいて、要綱案についての実質的な審議をお願いしたいと思います。審議につきましては、資料２がこの要綱案の内容ということになり、資料３がそれに補足説明が付されたものですけれども、便宜この補足説明が付された資料３に基づいて進めてまいりたいと思いますが、適宜のところで区切って御審議いただきたいと思います。

まず、第１部民事訴訟規則の見直しのうち、第１電子情報処理組織による申立て等、この部分につきまして、御審議をお願いしたいと思います。橋爪幹事から資料の説明をお願いいたします。

【橋爪幹事】まず、１頁から９頁までの第１は、改正法１３２条の１０第１項の電子情報処理組織による申立て等、略して電子申立て等に関するものです。

１頁の本文１は、改正法の最高裁判所規則への委任規定に基づき、電子申立て等の方式等を定めております。本文⑴は、電子申立て等の内容を裁判所のシステムに記録する方法について、提出者が作成した電子ファイルをアップロードする方法、システム上用意された入力フォームに必要な事項を入力する方法の両方があることを前提に記録方法を定めるものですが、具体的なファイルの形式や容量につきましては、システムの設計の影響を大きく受ける技術的な事柄になりますので、最高裁判所の細則に委ねることにしております。本文⑵は、電子申立て等をしようとする者は、この電子申立て等の際に、電子署名といった方式ではなく、当事者等識別符号と

暗証符号、すなわちＩＤとパスワードの入力を求めるということにするものです。ただ、複数の当事者の方が、共同して電子申立て等を行う場合には、例外として、本文⑶の規律を設けており、ＩＤ・パスワードを入力する者以外の人は、共同申立てを行う旨を記載して、署名又は記名押印した書面を作成し、その書面の画像情報を添付資料のような形で併せてアップロードすることなどを定めています。本文⑷は、ある事件で電子申立て等をしようとする者は、その事件について、システムにより送達を受ける旨の届出をしなければならないことを定めるものになります。自分のＩＤを用いてシステムで電子申立て等をすることができる方は、裁判所からの送達内容もシステムを利用して把握することが容易と考えられますので、このような規律を設けることにしております。

続きまして、４頁から５頁の本文２には、改正法の様々な規定で定められている電子情報処理組織について、デジタル関連の法令の規定ぶりを参考に、その定義を定めるものになります。

６頁の本文３は、改正法１３２条の１０第４項の最高裁判所規則への委任に基づき、氏名又は名称を明らかにする措置の内容を定めるものになります。先ほどの説明のとおり、電子申立て等の際には、ＩＤ・パスワードの入力を求める仕組みを予定しておりますので、⑴の本文は、これが氏名又は名称を明らかにする措置に当たることを定めています。もっとも、いわゆるデジタルディバイドの当事者の方については、その電子提出を手助けする方、いわゆる本人サポーターが自らのＩＤでシステムにログインして、本人に代行して書類のアップロード等を行うこともあり得ますので、このような場合には、サポーターが本人の署名又は記名押印のある同意書を併せてアップロードすることを想定しており、⑴のただし書では、この本人作成の同意書の画像情報を記録させることが氏名又は名称を明らかに

する措置になるとしております。本文⑵は、先ほど御説明した、共同申立ての場合に、ＩＤ・パスワードの入力者以外の方にとっての氏名又は名称を明らかにする措置が、共同申立てを行う旨を記載した書面の画像情報を記録させることと定めるものになります。

８頁の本文４⑴は、改正法でシステムの利用が義務付けられた訴訟代理人等以外の一般の方について、システムを利用することができない事情があるときを除き、システムを利用する方法により、申立て等をする旨を定めるものになります。民事訴訟に関する社会全体のコスト削減などを図る観点からは、可能な限り、システムを使って申立て等をしていただくことが合理的であり、法制審議会の部会においても、将来的には全ての申立て等がインターネットを用いてされることが望ましく、電子申立て等を促進していくことを前提の議論が進められておりましたので、このような規律を設けることにしております。また、本文４の⑵は、電子申立て等をする者に対し、システムから入力可能な様式、これはいわゆるフォーム入力の様式を指すものですが、これを使って電子申立て等をするように努めることを定めるものになります。フォーム入力が可能なものにつきましては、特段の支障がない限り、これを利用することで、入力データの利活用が可能となり、事務の合理化や利用者の利便性向上の観点から望ましいと考えられますので、このような規律を設けております。

９頁の本文５は、原則として、システムを利用した行為を担当する訴訟代理人の数を１０人以内に定めることを求めるものです。例えば、委任状に多数の代理人が記載されている事件でありましても、通常の事件であれば、実際にシステムを使って、その事件の電子提出や電子記録の閲覧等をする代理人は、特定の少数の者にとどまるという場合も少なくないと思われますので、システムの負荷や職員負担の観点も考慮して、このような規

律を定めるのが合理的ではないかと考えたものになります。第１の説明は以上になります。

【山本委員長】今御説明いただいたこの第１の部分、特段区切りませんので、どの点でも結構ですので、お気づきの点があれば御指摘をいただければと思います。

【高須委員】２点、発言をお許しいただければと思います。まず、１点目は第１の１の⑵でございます。先ほど御説明いただきましたが、当事者識別符号及び暗証符号の入力により、この電子情報処理組織を利用した申立てを行うということでございます。これは現時点で考える有効な手段だと思っておりますが、将来的には、また技術の進歩によってアクセスする手段というものがより進歩、あるいは変化することが考えられると思います。その際には、今回規則で定めた方法が陳腐化する場合もあると思いますので、将来的に時宜を得た規則改正の必要性ということについて、一言、発言したいという趣旨でございます。平成１６年民事訴訟法改正の際に、１３２条の１０の第１項で、最高裁規則で定める方法によるオンライン申立てを可能とするという規律を設けながら、その後、規則制定もままならなかったという時期もございますので、今回の改正にあたっては時宜を得た更なる改正等をしていただければ大変ありがたいと思っているところでございます。

もう一点ですが、第１の４の⑴のところとなります。１３２条の１０に基づく規律のところになります。基本的には、代理人がついていない本人訴訟においても、オンライン提出を心がけましょうということは要綱にもあるところですので、このような規律になるかと確かに思っております。しかし、あくまで訴訟代理人がいない本人訴訟の場合には、電子申立ては義務ではないわけです。委員会資料３の説明の中でも望ましいという表現

がございますので、義務ではないという点だけは、改めて、この場で確認をさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。以上、２点です。よろしくお願い申し上げます。

【橋爪幹事】まず、１点目についてコメントさせていただきます。今回の要綱案は、現時点で想定されるシステムの仕様を念頭に作成したものになりますので、将来技術の進展に伴って、システムの仕様が変更されることになるときは、当然、それに合わせた規則改正をすることになると考えております。御指摘のあったＩＤ・パスワードというものを改める場合には、規則改正が必要となりますが、先ほども申しましたファイルの形式や容量ということにつきましては、最高裁判所の細則で定めることにして、システムの改修等があった場合には、機動的に変更に対応できるようにしているところでもございます。

２点目につきまして、お尋ねが義務ではないかどうかの確認ということでありましたので、直接のお答えにならないかもしれませんが、訴訟代理人の方につきましては、改正法１３２の１１がありますので、それに違反して書面で申立て等をした場合には、その申立て等が不適法のものになります。ただ、それとは異なり、今回の要綱案で定めています、４⑴の規律に反して、当事者の御本人が書面で申立て等がされた場合には、それで申立て等が不適法になるというわけではないと、そのように効力は違っているというふうには考えております。ただ、裁判所といたしましては、このような規律を設けることにより、当事者御本人の方についても、可能な限りシステムを使っていただきたいというふうに考えていることは、先ほど申し上げたとおりでございます。

【高須委員】よく分かりました。ありがとうございました。

【山本委員長】後者の問題については、法制審の部会でも、非常に議論し

た結果、現在の法律の規定、あるいは今回のこの規則に繋がるような、とりまとめがされたところですので、その趣旨は十分に確認されているものというふうに理解しております。他にいかがでしょうか。

【垣内幹事】２点発言をさせていただければと思います。１点目は、確認の御質問ですけれども、第１の４の⑵の規律につきまして、こちらは先ほど御説明いただきましたように、システムから入手可能な様式に従って、ということですけれども、その趣旨自体には全く異論のないところでありますが、規則の文言そのものが実際にどのようなものになるのかということは、またこれからということかと思いますけれども、仮に、今資料に記載のような文言で説明がされますと、法律家はともかくとして、一般の方にはそれほど理解が容易ではない、どういうことを言っているのかということがですね、理解が容易ではないとも思われますので、ある種の広報と申しますか、その内容について周知するということについて、一定の配慮が必要なのではないかというふうに感じましたので、その点意見として１点申し上げます。

それからもう１点ですけれども、こちらは御質問ということになるのですけれども、ちょっと戻りまして恐縮ですが、第１の１の⑷の規律、電子申立て等する者は、電子情報処理組織による送達に準じた形の届出をするということになっております。この規律の意味するところについての確認の御質問ですけれども、この届出をしない場合には、電子申立て等はできないということが想定をされているというように理解をしてよろしいかどうかという点について、お尋ねをさせていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

【橋爪幹事】まず、１点目の４⑵の文言が一般の方に分かりにくいというのは御指摘のとおりかと思いますので、その点については、規則の解説と

いったものもあれば、おそらくシステムの利用マニュアル的なもので御説明するということもあろうかと思いますが、いずれにしても、分かりやすい形での説明に努めていきたいというふうに思っております。

続きまして２点目の１の⑷については、御指摘のとおり、システムで送達を受けるという届出をしなければ、電子申立て等ができないという形を考えております。訴訟代理人等につきましては、改正法で両者がいずれも義務付けられているというものであるのに対し、一般の人については、いずれも任意であるというふうになっておりますが、電子申立て等はするけれども、システム送達の届出はしないという選択まで改正法が保障しているわけではないと理解しております。そして、改正法は、電子申立て等の方式については、最高裁判所規則に委任しておりますので、それを踏まえて、規則において、このような規律を定めることには十分の合理性があるのではないかというふうに考えております。

【垣内幹事】ありがとうございました。了解いたしました。

【山本委員長】御指摘ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、とりあえず、その第１については以上といたしまして、次に１０頁以下、第２の電子情報処理組織による「申立て等」以外の提出、それから第３の書面等による申立て等の部分について御説明をお願いいたします。

【橋爪幹事】第２は、電子情報処理組織を使用した提出行為のうち、改正法１３２条の１０の申立て等に該当しないものに関する規律を定めるものです。

１０頁から１１頁の本文１は、規則で定められています証明手段や判断資料の電子提出に関する規律を定めております。具体的には、⑴で当事者能力、⑵で法定代理権等、⑶で訴訟代理権の証明資料ないしは判断資料に

ついて、それらが書面等であるときは、その画像情報を、資料が電磁的記録であるときは、その電磁的記録を、それぞれシステムを利用して提出することを可能とするとともに、改正法１３２条の１１で定められた訴訟代理人等の方については、システムを使って電子提出することを義務付けることにしております。また、書面等の画像情報が提示されたという場合には、裁判所が必要と認めたときは、その書面等の原本の提示を求めることも可能としております。

続きまして、１３頁から１４頁の本文２は、裁判所と法務省との間でシステム連携を行って、法務省からの登記情報の取得を可能とする仕組みの構築を現在検討しておりますので、これが実現した場合に備えて、当事者から会社法人等番号や不動産識別事項といった情報の提供を受けることで、システムを利用して、法務省のシステムから登記情報を入手することができる場合には、規則で求めている登記事項証明書の提出を不要とする旨を定めるものになります。

１６頁の本文３は、申立て等以外の行為についても、申立て等の場合と同様に、困難な事情がなければ、システムを利用して電子提出を行うことを求めるものになります。

続きまして、第３に移りまして、１６頁の第３の１は、裁判所に提出すべき書面一般に記名押印を求めている現行規則２条１項について、記名押印を求める範囲を限定するものです。システムを使った電子提出の場合は、ＩＤやパスワードの入力が記名押印に代わるものになりますので、記名押印は不要となりますが、紙で提出される場合についても、今回の改正を機に、文書の成立や、その内容の真実性の担保のため、訴訟手続上、最も重要な効果を生じさせると考えられる書面についてのみ、記名押印を求めることに改めております。

１７頁の本文２は、電子申立て等が義務づけられた方が、例外的に書面で申立て等を行う場合には、システムを使用する方法では申立て等を行うことができない、責めに帰することができない事由を具体的に記載した書面を添付しなければいけない旨を定めるものです。

１８頁の本文３に移ります。改正法の規定で、裁判所に提出された書面等については、裁判所書記官において、その書面等に記載された事項をファイルに記録することが求められるわけですが、３の⑴は、これを書面等の提出後、速やかに行うものとする旨を定めるもので、３の⑵は、書面等を提出した方は、その提出日から１か月以内に限って、自らが提出した書面等の閲覧を求めることができる旨を定めるものになります。これにより、裁判所に提出した書面等が正しく電子化されているかどうかを確認して、万が一そこに何らかの誤り等がある場合には、その旨の指摘が可能になるようにしております。第２、第３の説明は以上になります。

【山本委員長】これも第２、第３を特に区切りませんので、今御説明があった部分のどの点でも結構ですので、御指摘あればいただきたいと思います。いかがでしょうか。特段ございませんか。それでは、第２、第３については、特段の御質問等ございませんようですので、引き続きまして、今度は資料１９頁以下、第４送達、それから第５訴えも併せて、御説明をいただければと思います。

【橋爪幹事】１９頁の第４の１に関しましては、改正法で新たに定められた電子情報処理組織による送達、資料では、システム送達との用語を用いているところですが、これに関する規律を新たに定めるものになります。改正法では、システム送達はシステムで送達すべき電磁的記録を閲覧又は記録することができる措置を講じた上で、送達を受けるべき者に対して、通知を発する方法によりすることができると定めていますが、本文の⑴は、

この通知の方法を、送達を受ける者が届け出た電子メールアドレスに宛てて、電子メールを送信する方法と定めるものになります。また改正法では、システム送達は送達を受けるべき者が、その旨の届出をしている場合に限る旨を定めていますが、⑵は届出の方式を原則として、システムを利用する方法に限るとした上で、自分自身ではなく、第三者の方を送達受取人として届け出るといった局面においては、書面による届出も可能としております。⑶は、システム送達を受ける旨の届出をする際には、通知の宛先となるメールアドレスの届出を求めるとともに、システム送達受取人も届け出る場合には、そのＩＤも併せて届け出なければいけないことを定めています。⑷は、システム送達を受ける方が送達対象の電磁的記録の閲覧をする方法について、その方が使用する電子計算機から入力したＩＤとパスワードが正しいものであるということが確認されたときに、その電子計算機の画面に送達対象の電磁的記録が表示されるといったものであることを定めております。

２１頁の本文２は、公示送達の方法に関するものです。⑴では、公示送達の方法として公示すべき事項をインターネットを利用して、これを閲覧する者のパソコン等に表示するものと定めています。また、公示送達をインターネットの方法により行うに際して、公示する内容は必要最小限のものに限定することが望ましいことから、⑵では、呼出状の掲示を定めた規則４６条１項は削除することにしております。

２２頁から２４頁の本文３は、電磁的記録の送付・直送に関する規律を定めるものです。改正法で新たに設けられた電磁的記録の送達に関する規律の内容を踏まえて、規則レベルでは、送付と直送に関する規律を新たに設けています。本文⑴は、電磁的記録の送付に関する規律を定めるもので、具体的な方法は、イのａ、ｂ、ｃの３通りの方法を定めております。ａは

電磁的記録をプリントアウトした書面を従前同様の方法で交付ないしファクシミリ送信する方法、ｂは電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法、ｃはシステムを利用してシステム送達と類似した方法で送付する方法をそれぞれ定めています。本文⑵は、電磁的記録の直送に関する規律を定めるものでして、電磁的記録の直送の方法につきましては、⑵のアの中で、当事者が⑴イの方法により、と定めておりますので、先ほどの３通りの方法で、直送が可能ということになっています。そのほかは、基本的に直送に関する現行規則の規律を電磁的記録の直送にも及ぼすものになりますが、ウでは電磁的記録の直送を受けた相手の方が講じるべき措置について、ａで記載しておりますのは、現行規定と同じく、受領書面の提出などを定めるものです。ただ、ｂでは、システムを使って、電磁的記録の直送を受けた場合には、送付された電磁的記録の閲覧又はダウンロードをしたという記録をシステムに残す措置を講じれば足りるというようにして、受領書面の提出などは不要であることを定めています。

２７頁の本文４は、公告による催告の方法について、インターネットを利用することなどを公示送達の方法と同様の方法を定めるものになります。

２８頁の本文５の⑴は、訴状の送達は、原告から提出された副本によってする旨の現行の規律を基本的に維持していますが、システムを使って訴えが提起された場合には、その送達は副本ではなく、出力書面、プリントアウトした書面によって行うことになりますので、その点の表現ぶりを改めるとともに、送達を受けるべき者がシステム送達を受けることができるときは、そもそもの書面での送達が不要になりますので、この規律を適用しないことを定めています。本文⑵は、訴状以外の送達を要する書面についても同様の規律を及ぼすものです。

続きまして、２９頁の第５の本文１は、訴状の記載事項として、⑵の当

事者の法人番号を新たに加えるものになります。

２９頁から３０頁の本文２は、委任を受けた訴訟代理人等が訴えを提起する際に、事前交渉などの際に、被告の代理人をしていた方を知っているときには、届出に支障があるという場合を除き、その方を特定するための情報を裁判所に届け出ることを求めるものです。届け出られた情報を受けて、裁判所の側では、被告代理人となる可能性のある方との間で、受任見込みなどについてのやり取りをすることも可能になりますので、事案によっては、被告に訴状を送達する前に、被告の代理人の方から委任状とシステム送達を受ける旨の届出が出されて、訴状がシステム送達されるといった運用につながることも期待しております。

３１頁の本文３は、訴え提起時の提出書類に関する規律です。⑴と⑵は、第２の１と同様に、訴え提起時の提出書類についての電子提出に関する規律を定めるものです。また、本文⑶は、現行規則５４条は訴状却下命令に対する即時抗告をする際は、却下された訴状を抗告状に添付することを定めていますが、フェーズ３のもとでは、事件が特定されれば、その訴状は裁判所のシステムで確認することが容易になりますので、この規定を削除することにしております。第４、第５の説明は以上になります。

【山本委員長】この第４、第５の部分について、御質問でも御意見でも結構ですので、御自由にお出しいただければと思います。

【古賀委員】第５の２、被告の法律事務を行っていた者に関する情報の届出について質問をさせていただきたいと思います。

まず、システム送達とか、送達関係の手続を円滑化する目的、若しくは機能が背景にあるということについては、十分理解しているところでありまして、それについて特に意見があるわけではございません。御質問したいのは、そのただし書、当該訴えについて被告の訴訟代理人にならないこ

とが明らかな場合その他当該情報を届け出ることに支障がある場合、これに該当するかどうかということについて、実務上も多くのいろいろな問題が生じるものと思われますが、具体的な当てはめではなくて、この規則案がどういうことを想定しているかについて、質問させていただきたいというふうに思います。一つは、補足説明にありますように、保全であるとか、機密性の高い訴訟については、支障がある場合に該当するという御説明があります。また、おそらく交渉過程で被告側となるべき案件の代理人が、自分は訴訟の代理人にならないというような場合には、これは除かれるのだろうと思いますが、これがそれだけに限定されるのかどうかということについて、お伺いしたいことと、これは、支障がある場合というのは規範的概念でありまして、訴訟前の代理人同士の交渉の中で、代理人にならないことが明らかになる場合というのは、いろいろな場面が想定されるわけですので、その明らかな場合、代理人にならないことが明らかな場合というのが、ある意味、弾力的な運用、広がりのあるものではないかと考えておりますが、その点について、いかがでしょうか。

【橋爪幹事】ただし書の場合として、現時点で、事務局の方で想定しているようなケースにつきましては、資料の３０頁に記載させていただいたとおりでして、特にそれ以外に、我々の方で何かこういう場合というもので想定しているものがあるわけではございません。また、まさに先生がおっしゃったように、いずれにしても、この要件は、原告代理人側の主観的な認識ですとか、あとはただし書の支障につきましても、規範的な評価を多分に含むものかと思いますので、その意味では、これに当たるかどうかについては、実際上、訴え提起時の原告代理人の判断が尊重されることにはなるのであろうというふうには考えております。

【古賀委員】ありがとうございました。結構でございます。

【高須委員】第４のところで１点と、第５のところで１点、御質問させていただきたいと思います。

第４の５の⑴のところにつきまして、送達のところの副本でございますが、現在も原告が副本を用意して裁判所に提出して、送達いただいている。これはそのとおりでございますけれども、今後、電子申立てがより一般化してまいりますと、送達の場面でも、副本を出すという場面もだんだん少なくなってくるのではないかと思っております。現時点では原告が用意する、原告が提出するというような表現ぶりになっておりますけれども、その点も将来的には、それほど必要性がなくなれば、裁判所において出力していただくようなことも考える余地があるのではないかと、これもまたこれからに向けてのお願いごとでございますけれども、考えていただければと思っております。以上でございます。

もう１点が、第５の１の⑵のところです。法人番号のところでございまして、既に小委員会で議論したところではありますけれども、法人番号を訴状記載事項とする点につきまして、いわゆる権利能力なき社団に関する訴えというものも一定程度ございます。この場合、法人番号などないわけですから、こういった権利能力なき社団に対する訴え提起が制約されるようなことがないような前提で運用されなければならないと思います。あくまで今回の案も指定を受けている場合とありますので、それ以外の場合に該当するということで、おそらく支障はないとは思っておるのですが、この機会でございますので、権利能力なき社団に対するいわゆる電子申立て、あるいは訴えができなくなるわけではないはずだというところは確認させていただければと思います。指定を受けていないことが明らかであるとか、あるいは指定を受けているか否かが必ずしもはっきりしないというような場面については、この規定の解釈としては、指定を受けている場合には該

当しないということを、念のためかもしれませんが、お伺いする次第でございます。以上でございます。

【橋爪幹事】まず、１点目に関しましては、送達用の出力書面を誰が準備すべきか、という点につきましては、法制審議会の部会でも議論が行われて、改正法の施行当初の段階では、現状の規律を維持するのが相当であろうといった方向の議論がされたというように認識しております。このような議論も踏まえて、今回の要綱案では、原告の方に送達用の副本や出力書面を作成する旨の規律を原則維持することにしておりますが、将来的にこの規律をどうするかについては、改正法の施行後の実際の運用状況を踏まえて、検討していく必要があるものというふうに認識しております。

続きまして２点目ですが、まさに委員御指摘のとおり、第５の１は、当事者が法人番号の指定を受けている場合には、ということで、受けている場合に法人番号の記載を求めるという規律ですので、法人番号の指定を受けていない権利能力なき社団等が当事者となる場合には、規則上、法人番号を訴状に記載する必要はありませんし、システム上も当然、法人番号の入力をせずに、訴えの提起をすることを可能とする必要があると考えております。法人番号の指定があるかないかが分からない場合というのは、客観的に指定を受けていれば対象から除かれるわけではないとは思うのですが、検索等により、法人番号の指定の有無を把握することはさほど難しくないと認識していますし、いずれにしても、当事者の側で法人番号がないと思っている場合には、入力をせずに訴えの提起をするということになり、それは可能であろうというふうに思っております。

【高須委員】ありがとうございました。理解しました。

【山本委員長】他に、第４、第５の部分はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、続きまして、資料３２頁の第６口頭弁論及びその準備等、

この部分につきまして御説明をお願いいたします。

【橋爪幹事】第６の１は、現在の調書への記名押印に相当するものとして、電子調書への記録の方式を定めるものでして、規則上は、作成者の明示や改変の防止といった要素に着目して規定ぶりを定めているところです。

３３頁から３４頁の本文２は、電子調書の記録事項に関する規律を定めるものです。本文⑴は、裁判官の調書への認印に相当する措置についても、裁判官が電子調書の内容を確認したことを明らかにする措置という形で定めるものになります。本文⑵は、「書面を作成しないでした裁判」という文言を修正する他、電子調書に異議が述べられた場合の措置を定めるものになります。本文⑶及び⑷は、現行の規定では、録音テープなどの有体物を調書に代替させたり、調書の一部として用いたりすることになっておりますが、訴訟記録の電子化に伴い、これを音声データや動画データといった電磁的記録に改めるものになります。

３５頁の本文３は、電子調書の更正処分をする際の方式について定めるもので、３６頁の本文４は、訴訟記録の電子化に伴い、速記録についても電磁的記録により作成することを定めるとともに、現在はニーズが少なくなっている速記原本に関する規律を削除するものになります。

３７頁の本文５は、準備書面に引用した文書の写しの提出について、電子提出に関する規律を定めるものになります。

本文６は、改正法１５１条２項の釈明処分に基づき、電磁的記録を提出する場合の方法を定めるものですが、この点は後ほど説明します、電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べと同様の規律を定めるものになっております。

３８頁の本文７は、改正法１６２条に基づき、裁判長が準備書面の提出等の期間を定めた場合について、裁判所書記官に準備書面の提出等の促し

をさせることができる旨を定めるものです。

本文８は、専門委員が電話会議の方法により手続に関与する場合につきましても、いわゆる遠隔地要件が撤廃されることに伴って、弁論準備手続を電話会議の方法により行う場合と同様の規律の内容に改めるものになります。すなわち、弁論準備手続につきましては、一昨年のフェーズ２改正の際に、電話会議を行う際には、通話者の具体的な所在場所を確認するのではなく、その者の所在する場所の状況が適切なものであることを確認することに改める、といった改正を既に行っているところですが、これと同様の内容に改めるというものになります。

３９頁の本文９は、改正法により、期日変更が裁判長の権限とされたことに伴い、受命裁判官又は受託裁判官が手続を行う場合の期日変更の権限についても改めるものです。

本文１０の⑴は、口頭で申立てがされた場合に、期日外で作成する調書についても、電子化に対応して、規定ぶりを改めるものでして、⑵は、現行の規則４０条２項では、送達すべき書類の提出に代えて調書が作成された場合には、調書の謄本又は抄本を送達する旨を定めていますが、電子調書については、このような概念が妥当しないと考えられますので、規定ぶりを改めています。

４０頁から４１頁の本文１１は、訴え提起前における照会及び当事者照会の手続における回答を行うための電磁的な方法について、この局面では、システムを利用することは想定されませんので、システムを用いる形ではなく、電子メールの送信と定めるとともに、電子メールによる回答を求める場合には、照会を行う方の電子メールアドレスを、照会の書面の記載事項とすることを求めるものになります。第６の説明は以上になります。

【山本委員長】この第６の部分のどこからでも結構ですので、御質問・御

意見等を頂戴できればと思います。いかがでしょうか。それでは、よろしければ、次の部分に移りたいと思います。引き続きましては、資料４１頁の第７の証人尋問、それから４７頁の第８のその他の証拠調べですね。これを併せて御説明いただければと思います。

【橋爪幹事】４１頁の本文１⑴は、法制審議会の部会における議論を踏まえて、ウェブ会議の方法により証人尋問を行う場合の証人の所在場所に関する要件を定めて、裁判所以外の場所に証人が所在する状態でもウェブ会議での尋問を行うことを可能としています。その上で、４２頁の⑵では、法２０４条２号に該当する場合、すなわち証人が法廷等で陳述すると圧迫を受け精神の平穏が害されるおそれがあるといった場合には、受訴裁判所の別室を証人の所在場所とする現行の規律も維持することにしています。⑶は、ウェブ会議の方法による尋問を行う際に、ウェブ会議ソフトのアプリケーションの機能などを用いて、文書データを証人に示すことなどを可能とするものでして、⑷はウェブ会議の方法により証人尋問を実施する場合の確認事項等につきましても、先ほど述べた内容と同様のものに改めるものになります。

続きまして、４４頁の本文２は、証人が行う宣誓について、原則として宣誓書の作成を不要とし、宣誓の内容を述べさせる方式に改めるものです。証人の方が、宣誓の内容を述べることができないというときは、従前どおり宣誓書への署名を求めることにしていますが、その場合も押印は不要としています。

４５頁の本文３は、証人尋問の申出時に提出を求める尋問事項書の通数を２通から１通に改めるもの、本文４は、パソコンなどの電子機器を用いて、証人の方に質問を示したり、回答内容を入力させたりする場合の規律を定めるもの、４６頁の本文５は、書面尋問の際に、証人が提出する書面

について、押印を不要とするとともに、その電子提出の方法を定めるもの、４６頁から４７頁の本文６は、証拠調べとしての審尋をウェブ会議の方法により行う場合についての規律を定めるものになります。

続きまして、４７頁からの第８の１の書証につきましては、本文１の⑴は、書証の申出をする際に、提出する文書の写しと証拠説明書について、これを直送しなければならないといった規律に改めるとともに、文書の写しについての電子提出に関する規律を定めるものになります。

４８頁の⑵は、電子提出が幅広く可能となるフェーズ３のもとでは、文書の写しの提出コストも低下すると考えられる中で、書証の申出については、立証事実に照らして、必要かつ十分なものになるよう努めなければならないといった当然のことを定めるとともに、書証の中で要証事実と関連性を有するのが特定の一部分であるというときには、その部分をマーカー等で明示することなどを努力義務として定めるものになります。⑶は、調書の電子化に伴い、不要になると考えられる受命裁判官等が文書の証拠調べをする際の調書に関する規定を削除するものになります。⑷は、文書提出命令や文書送付嘱託に基づいて、第三者が文書を提出又は送付する場合についても、当事者に異議がないことを要件として、システムを利用した電子提出を可能とするものになります。⑸は、録音テープ等の反訳文書が提出された場合に関する規定について、新たに録音データ等も規律の対象に加えるものになります。⑹は、準文書については、書証に関する規定を準用することになりますが、訴訟代理人等であっても、準文書に関しては、性質上、その内容がシステムを用いて提出できるとは限りませんので、システムを用いた電子提出は義務付けないこととするものになります。

５１頁から５２頁の本文２は、改正法で新設されました、電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する規律を定めるものになりま

す。本文⑴のア及びイは、電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出をする場合には、証拠調べの準備行為として、書証の申出の場合と同様に、電磁的な訴訟記録として取扱うのに適したファイル形式の電子データ、これを規定上は電磁的記録の複製と言っていますが、これと電子証拠説明書の提出を求めるとともに、これらを当事者間で直送することを義務付けるものになります。ウは、証拠調べの対象として、システムにより提出する電磁的記録のファイル形式や容量などについては、技術的な事柄になりますので、最高裁判所細則に委ねることとするものです。５２頁の⑵は、電磁的記録の提出命令等に基づき、第三者が電磁的記録を提出等する場合についても、同様の提出方法を定めるもの、⑶は、電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、基本的に、書証に関する規定を準用することとするものになります。

５３頁の本文３⑴は、鑑定人の宣誓についても、証人同様に宣誓書を原則不要とした上で、鑑定人の方については、いわゆる書面宣誓の場合がございますので、その場合には、署名した宣誓書を裁判所に現在と同様の方法で提出するというものに加えて、システムにより、その宣誓書の画像情報を提出することも可能とするものです。５４頁の⑵は、鑑定人がシステムを利用して、意見を提出する方法を定めるもの、⑶は、鑑定人がウェブ会議の方法により意見を述べる場合の手続について定めるもの、⑷は、鑑定人が証人や当事者への発問などをするといった局面では、専門委員に関する改正法９２条の３と同様に、電話会議の方法での手続関与を新たに認めるもの、５５頁の⑸は、鑑定人が電磁的記録により鑑定結果の報告を行うときは、システムの利用または記録媒体の提出により行うことを定めるものになります。

５７頁の本文４は、裁判所がウェブ会議の方法により裁判所外の証拠調

べの手続を行う際の確認事項等を定めるもの、本文５は、調査嘱託の報告を電磁的記録により行うときは、システムの利用又は記録媒体の提出の方法により行うことを定めるもの、また、５８頁の本文６は、ウェブ会議の方法により検証を行う場合には、検証の目的の所在する具体的な場所を確認し、その旨や、その具体的な場所を電子調書に記録しなければならない旨を定めるものになります。第７、第８の説明は以上になります。

【山本委員長】それでは、今御説明があった証人尋問、あるいは、その他の証拠調べの手続等の部分につきまして、御発言があればお願いしたいと思います。

【高須委員】第８の１のところにつきまして２点ほど質問させていただければと思っております。

まず、第８の１の⑴の書証の申出のところです。イの点でございますけれども、これまでの規則１３７条２項では、直送することができるとなっておったところ、今回の改正では直送しなければならないということで、表現ぶりとしては義務的な表現ぶりになっていると思います。今も実際に行っていますから、それをどうこうということではないのですけれども、ただやはりケースによっては直送が難しい困難な場合というものがありますので、必ず直送しなければならない、例外がないのだということになると、今後、やはりトラブルが出てくると思います。現行規則の４７条の４項が、直送の例外を定めておりますから、今回の規則１３７条の改正後も、規則４７条４項の適用の余地がある、あるいはその必要性があると考えてよいのかの点だけ、お考えをお聞かせいただければと思っておる次第でございます。これが第１点です。

それから第２点が、この第８の１の同じところの⑵の当事者の努力義務のところでございます。証明すべき事実に照らして、当該申出が必要かつ十

分なものになるように努めなければならないとありまして、先ほど当然のことという御説明をいただいております。もう既にお答えいただいたということかもしれませんけれども、この点は、一応弁論主義の第３テーゼと従来、いわれてきた点に関わる問題となります。そこで、弁論主義のいわゆる第３テーゼにかかわる事柄について、今回の改正によっても格別の制約を加えるものではないという趣旨であると、先ほどの御説明で理解しておりますが、それでよろしいかどうかということを確認させていただきたいと思います。やや大げさな言い方で恐縮ですけれども、ロースクールで学生に自信を持って教えたいものですから、お答えいただければと思っている次第です。以上でございます。

【橋爪幹事】まず、１点目につきましては、おっしゃるとおり実務上、特にとりわけ相手方が本人訴訟の御本人の場合などが多いかと思いますが、時折、準備書面の直送が困難であるとして、規則４７条４項の申出がされる場合もあるというふうに認識しております。今回の要綱案でも、４７条４項の規定を改めることは予定しておりませんし、また、新たに設ける電磁的記録の直送の規定でも、この４７条４項と同様の規律を設けることにしておりますので、書証の写しというものが直送の対象に新たに加わったとしても、４７条４項の申出が必要となる局面があることに変わりはないというふうに考えております。

次の第２点目についてですが、弁論主義の第３テーゼというものは、争いのある事実に関する証拠調べは、原則として、当事者の申出に基づきこれをしなければならないということと理解しているのですが、私の理解では、これが当事者の方が希望すれば、何でも取調べを求めることができるといったような趣旨のものではなく、要証事実との関連性などが別途求められるということは当然の前提ではないかと理解しているところです。そ

の意味では、先ほど申し上げた規律は、いわば当然のことを改めて明文の規定で定めるものにすぎず、何か今回の改正で新たな制約を設けるものというわけではないのかなというふうには理解しています。

【高須委員】私も、当然のことを定めた規定であって新たな制約を設けるものではないと考えておりました。ご趣旨、理解しました。ありがとうございます。

【山本委員長】ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、次に進みたいと思います。続きましては、５８頁以下、第９の法定審理期間訴訟手続の特則、この部分につきまして、資料の説明をお願いいたします。

【橋爪幹事】５８頁からの第９は、改正法により新たに設けられた法定審理期間訴訟手続に関する特則を定めるものになります。

本文１は、労働審判規則の規定を参考に、法定審理期間訴訟手続における当事者の責務として、早期に主張及び証拠を提出し、手続の計画的かつ迅速な進行に努めなければならないことを定めるものです。

５９頁の本文２も、労働審判規則の規定を参考に、法定審理期間訴訟手続の申出をする当事者に対し、予想される主要な争点などを記載した書面をその主要な争点に関する書証の写しとともに提出することを求めるものになります。ここで主要な争点という言葉を用いているのは、法定審理期間訴訟手続において、集中的に審理を行って裁判所の判断を積極的に求めたいと当事者が考える事項は、通常の訴訟において争点とされるものとは必ずしも一致しないと考えられるためになります。

６１頁の本文３は、法定審理期間訴訟手続における最初の期日において、訴訟の進行に関し、必要な事項についての協議を行うことなどを定めるものになります。

６１頁の本文４は、法定審理期間訴訟手続においては、主要な争点を中心に審理が行われることを前提に、準備書面の記載もそれを踏まえたものとなるべきことを定めています。

６２頁の本文５は、証拠の申出についても証明すべき事実の立証に必要なものに厳選しなければならないということを定めるものです。

６３頁の６⑴は、法定審理期間訴訟手続の終盤で、その判決において判断すべき事項を確認するに当たって、必要があるときは、この判断事項や、それに関連する当事者の攻撃防御方法の要旨を記載した書面の提出を当事者に命ずることができる旨を定めるものになります。⑵は、法定審理期間訴訟手続の判決において、判断すべき事項が確認されたときは、これを電子調書に記録しなければならない旨を定めるものになります。

６４頁の７は、法定審理期間訴訟手続が通常の手続に移行する場合の手続を定めるもの、６５頁の８は、法定審理期間訴訟手続の電子判決書の表示について定めるもの、９は、異議に関する手続をそれぞれ定めるものになります。第９の説明は以上になります。

【山本委員長】それでは、今回新たに設けられた、この法定審理期間訴訟手続についての規則事項についての規律ですけれども、御質問・御意見等、御自由にお出しをいただければと思います。よろしいでしょうか。特段の御発言はございませんでしょうか。それでは、次に進みたいと思います。引き続きまして、資料６６頁以下、第１０の訴訟の終了等、それから７１頁以下、第１１の訴訟記録の閲覧等、この部分につきまして御説明をお願いします。

【橋爪幹事】第１０は、判決などの訴訟の終了時や、それに関連する場面について関するものになります。

本文１は判決に関するものでして、⑴は、電子化される判決書について

も、先ほどの電子調書について説明しました記名押印に相当する措置と同様の規定ぶりに改めるものになります。⑵は、システムを使用する方法による電子判決書の送達や、その前提となる電子判決書のファイルへの記録については、判決の言渡し後、速やかにするものとする旨の規律を定めるものです。⑶は、訴訟記録の電子化に伴い、電子判決書はシステム上で共有することが可能となり、判決の言渡し後に判決書を裁判所書記官に交付するといったことも不要になりますから、これに関する規則１５８条を削除するものになります。⑷のアは、⑵、⑶の内容を踏まえて、必要な修正をするものになります。イは、改正法２５５条２項１号の規定により、電子判決書を出力書面によって送達する場合には、このプリントアウトした出力書面に、裁判所書記官による証明文言の記載と記名押印をする旨を定めるものになります。⑸は、判決の更正決定の方式について、電子決定書を作成してこれを送達するといった形に統一するとともに、改正法で新たに明文規定が設けられました、和解等に関する電子調書の更正決定についても同様の方式を定めるものになります。

７０頁の本文２は、決定書及び命令書に裁判官が記名押印することを求める規則５０条１項を削除するというものです。電子化される裁判書につきましては、署名押印、記名押印といった区別がもはや存在せず、電子決定書の作成時にも、電子判決書と同様のシステム上の措置を講ずることが想定されますことから、決定・命令に関する特別の定めは不要になるというものになります。

７０頁の３⑴は、改正法２６４条２項により、双方が不出頭の場合における受諾和解の制度が新たに設けられたことを受けて、その際に、期日外で調書を作成するための根拠規定を設けるものになります。⑵は、改正法２６７条２項で、和解調書は送達しなければならないという規定が新たに

設けられましたので、受諾和解の成立時に当事者に通知を行うといった、現行規則１６３条３項後段は不要となり、これを削除することとしています。

７１頁の本文４は、訴訟費用等の負担の額を定める処分をする際の方式について、電子調書の作成の場合と同様の規定ぶりで、処分の内容を記録した電磁的記録の作成について定めるものになります。

続きまして、第１１は、訴訟記録の閲覧等に関するものになります。改正法では、訴訟記録が電磁的訴訟記録と非電磁的訴訟記録に分けられますので、この区別を踏まえて、必要な規律を設けることにしています。

本文１は、訴訟記録の正本等の様式を定める規則３３条の適用範囲について、電磁的訴訟記録については、正本・謄本といった概念が妥当しなくなることから、これを非電磁的訴訟記録に限った規律という形に改めて維持するものです。

７２頁の本文２は、訴訟記録の閲覧又は謄写は、提出された写しによってさせることができる旨を定める規則３３条の２第３項の適用範囲について、これを非電磁的訴訟記録に限るものになります。改正法では、電磁的訴訟記録の閲覧の対象は、電磁的訴訟記録に記録されている事項という形で規定されていますので、データのコピーを閲覧に供することも当然に許容されているという考えから、このような限定をするものになります。

７３頁から７４頁の本文３は、改正法９１条の２に基づく電磁的訴訟記録の閲覧等の方法を具体的に定めるものです。３⑴は、電磁的訴訟記録の閲覧の方法に関するものでして、法制審議会の部会における議論を踏まえて、アでは、閲覧を行う者が裁判所に設置されたパソコンを使って閲覧を行う方法、イでは、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限って、インターネットを利用して自らが使用するパソコンにより閲覧を行う方法をそ

れぞれ定めています。⑵は、改正法に基づく電磁的訴訟記録の複写、ダウンロードの方法を具体化するものでして、これも法制審議会部会における議論を踏まえて、アでは、当事者及び利害関係を疎明した第三者がインターネットを用いて自らのパソコンにデータをダウンロードする方法、イでは、同じような当事者などが、裁判所に設置されたパソコンに記録媒体を接続して記録する方法をそれぞれ定めています。⑶のア及びイは、当事者に提供する書面または電磁的記録の内容が、電磁的訴訟記録の内容と同一であることを証明する方法を具体化するものでして、アは、書面については、証明文言を記載した上で、裁判所書記官が記名押印を行うこととする方法、イは、電磁的記録については、証明文言を記録した上で、裁判所書記官が電子署名を行う方法を定めています。ウでは、この電磁的記録は、⑵の電磁的訴訟記録のダウンロードの場合と同様の方法で提供を受けることができる旨を定めています。⑷は、裁判所に設置されたパソコンを利用して、電磁的訴訟記録の閲覧などを行う際の手続については、裁判所書記官から閲覧等用識別符号、これはいわば１回限りのワンタイムＩＤとでも称するのが分かりやすいかと思いますが、そのようなものの交付を受けて、これを裁判所に設置された端末に入力することを定めるものになります。

７５頁から７６頁の本文４は、改正法９１条の３に規定する訴訟に関する事項を証明する書面又は電磁的記録の内容の証明方法や提供方法について、既に申し上げた、３⑶と同様の規律を定めるものになります。

７６頁から７７頁の本文５は、電磁的訴訟記録となった電子データを消去する場合に関する規律を定めるものです。⑴は、未陳述の準備書面や取調べを要しないこととされた証拠に関するデータについて、当事者全員の同意があり、裁判所も相当と認めるといった厳格な要件のもとで、電磁的訴訟記録から消去することを可能とするものです。⑵は、当事者の方が自

ら裁判所のファイルにデータをアップロードすることができるようになる反面、誤アップロードされたデータが直ちに閲覧可能な状態に置かれてしまうといった事態に対処するため、事件に無関係であることが明らかなデータなどについては、データの消去を可能とするものです。誤ってアップロードしたものか否かを最も的確に知り得るのは、実際にそのデータのアップロードをした提出者御本人であるかと思いますので、一次的には、提出者に消去の要否を判断してもらうことが相当であろうという考えで、当事者その他の関係人がアップロードしたデータの消去については、原則として、その者による申出がある場合に限って、これを可能とすることにしています。⑶は、⑴又は⑵の規定により、データを消去する場合にも、消去が行われたこと自体の記録化はするということを定めるものになります。

７８頁の本文６は、これまで訴訟記録の送付という文言を使っていたものについて、電磁的訴訟記録と非電磁的訴訟記録の両方が現れまして、電磁的な訴訟記録については、物理的な送付といった形ではなく、システム上のデータの管理権限を移すという操作に変わることが想定されますので、両者に対応する表現ぶりとして、訴訟記録の管理の引継ぎという文言に改めるものになります。

７９頁の本文７は、当事者間秘匿若しくは第三者による閲覧等の制限の申立てがあった場合に提出する、いわゆるマスキング書面について、その電子提出に関する規律を定めるとともに、システムを通じて提出した電磁的記録の中に秘密部分等があるときは、その部分を除いたマスキングデータの提出が必要となることを明らかにするなどしたものになります。

８１頁の本文８は、改正法の委任に基づく安全管理のために必要な措置を具体化するものであり、営業秘密又は秘匿事項記載部分を書面に出力し、その書面について、必要な漏えい防止措置を講ずる一方で、電磁的訴訟記

録からはその部分を消去することとしています。第１０及び第１１の説明は以上になります。

【山本委員長】それでは、ただいま御説明のありました部分について、御質問・御意見等をお出しいただければと思います。

【高須委員】７３頁の第１１の３⑵イのところでございます。これも一番最初の第１のところで申し上げたことと同じようなことではあるのですが、今回の規定としては、この⑵イのところで、当事者の使用に係る記録媒体を接続させ、当該裁判所設置端末を用いて、当該記録媒体に電磁的訴訟記録に記録させた事項を記録させるとあります。ＵＳＢなどを持っていって記録することが方法の一つとして認められているということだと思います。これまでの議論の末にそういうことになったわけですから、確かに現実的な案として、現時点ではそうだと思います。ただ、この頃言われていますように、マルウェアなどの被害を受ける可能性というものをやはり払拭できないと思いますので、この規定につきましても、現時点ではこれで出発するとしても、将来的な技術の発達によって、然るべき時期が参りましたら、速やかにこの規則を改定すべきだというふうに思っております。そのようなこともお考えいただければということでございますが、以上でございます。

【橋爪幹事】御指摘のとおり、記録媒体の利用については、セキュリティ上の懸念があるということを我々としても十分認識しておりますが、ただ、現時点では、インターネットとかシステムを利用できない方に、電磁的訴訟記録の内容をダウンロードして持ち帰ってもらうためには、そのような方法によらざるを得ない部分があるということかと理解しています。ですので、規則の規律としてはこのような形になることを前提に、運用面でセキュリティに十分に配慮した運用に努めていきたいと考えておりますし、

また将来的な技術の進展次第ではありますが、よりよい現実的な手段というものが取り得ることになった場合には、当然規則改正も検討していきたいと考えております。

【高須委員】理解しました。ありがとうございました。

【山本委員長】他に、今の部分ではいかがでしょうか。特段大丈夫でしょうか。それでは、引き続きまして、資料８１頁の第１２の簡易裁判所の特例以下の部分ですね。第１部の残りの部分になりますけれども、全体につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【橋爪幹事】８１頁の第１２の１は、簡裁における口頭弁論に係る電子調書の規定につきましても、通常の電子調書の場合と同様に、録音テープ等との表現ぶりを電磁的記録に改めるというものです。

８２頁の本文２は、簡易裁判所については、改正法２７７条の２において、ウェブ会議の方法により証人等の尋問を行うための要件が、通常の場合よりも緩やかに定められていることを踏まえまして、証人等の出頭場所については、尋問を受ける者の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると裁判所が認める者の在席する場所であってはならないと、この限度で明文の定めを設けるとともに、実施する場合の手続については、証人尋問一般と同様の手続を定めるものになります。

８３頁の第１３は、上訴・再審に関するものです。本文１は、今般の改正により、郵便費用の予納制度が廃止され、これに相当する額は、手数料の一部として納付しなければいけないことになりましたので、規則１８７条の規定、これは上告提起の場合に、送達等に要する費用の概算額の予納を求めるというものですが、この規定は不要となりましたので、これを削除するというものになります。

本文２は、規則１９５条の内容が上告裁判所の裁判官に配布すべき副本

の添付を想定したものになりますが、訴訟記録の電子化に伴い、これが不要になりますので、上告人が提出すべき上告の理由を記載した書面の副本の通数を減らす形で改めるものになります。

８４頁の本文３は、再審の訴状の添付書類についての電子提出に関する規律を定めるものになります。

第１４は、手形訴訟・少額訴訟・督促手続に関するものですが、本文１は、支払督促の申立ての際に、手形の写しの添付が必要な場合について、その電子提出についての規律を定めるものになります。

８５頁の２の⑴は、少額訴訟において、電話会議の方法による証人尋問を行う場合の手続を定めるもので、⑵は、その場合の電子調書への記録について、録音テープ等との規定ぶりを改めるものになります。

本文３は、支払督促も電子化することに伴って、電子支払督促をファイルで記録する方式や、その送達の方法を定めるとともに、支払督促が書面であることが前提であった規則２３６条１項の規定は削除するというものになります。

８７頁第１５は、その他の所要の規定の整備ということで、規則中には、これまで御説明した以外にも、改正法の施行に伴う文言の修正等が必要な規定は多数ございますが、これら所要の規定の整備を行う予定でございます。第１部の説明は以上のとおりです。

【山本委員長】この第１部の残りの部分につきまして、御自由に御発言いただければと思います。いかがでしょうか。特段ございませんでしょうか。それでは、第１部については一通り御議論をいただいたことになりますので、引き続きまして、資料８７頁以下の第２部の部分ですね。当事者等識別符号の付与等に関する規律、この部分につきまして、もう全体ということになりますが、この第２部全体について、資料の御説明をお願いいたし

ます。

【橋爪幹事】それでは、８７頁以下の第２部について御説明いたします。

第１部の中では、当事者等識別符号という形で、裁判所のシステムを利用するためのＩＤについての規定が出てきておりましたが、システムを利用するためには、このＩＤをあらかじめ取得する必要がありますので、その付与を受けるための手続について定めるものが第２部になります。このＩＤにつきましては、民事訴訟事件で裁判所のシステムを利用する場合に限らず、将来的には、民事訴訟以外の各種事件で裁判所のシステムを用いる際にも使われることが想定されますので、これは民事訴訟規則ではなく、別の独立した規則を制定する方向で現在考えているところです。

では、具体的に８７頁の第１ですが、本文１は、このＩＤの付与を受けるためには、電子計算機を利用して、⑴から⑸にありますように、氏名・住所などの各種の基本情報の届出をしなければいけないことを定めるものになります。

本文２は、この届出を行う者による本人確認の方法について定めるものになります。ＩＤは特定の個人を識別するための符号になりますので、その付与にあたっては、適切に本人確認を行う必要があります。そのため、この届出に当たっては、原則としてマイナンバーカードに記録した電子証明書の送信を求めることとしていますが、８８頁にあります、ただし書で定める形で、それ以外の方法として、裁判所の窓口において身分証明書を提示するといったような方法についての本人確認も可能とすることを想定しています。

本文３は、必要な本人確認を経た上で、最高裁判所がこの届出を受理したときにはＩＤを付与する旨を定めるものになります。

８９頁の第２は、いわゆる士業者の方に対するＩＤの付与の方法を定め

るものになります。弁護士などの一定の士業者の方につきましては、システムを本人としてではなく、主として訴訟代理人などの形で反復継続的に使うことになると考えられますので、ＩＤの仕組みとしても一般の方が使うＩＤとは異なるＩＤを付与することを想定しています。それを踏まえて、第２の１では、こういった士業者の方が業務としてＩＤの付与を受けようとするときは、その士業者の資格を有する旨の証明を求めることとしています。

そして、本文２で、資格の証明もされたときには、士業者用のＩＤを付与することにしています。なお、このような取扱いの対象とする士業者の範囲につきましては、今後、このＩＤの付与を受けてこのシステムを使う事件の対象も拡大していくことが想定されることなどに鑑みて、規則で一義的に定めることはせず、別途最高裁判所が定めるといった形にしているところです。

９０頁の第３は、第１の規律により届け出た事項に変更があった場合や、ＩＤを廃止したいという場合、またＩＤの利用のためには、パスワード・暗証符号の設定が必要になりますので、その設定や変更といった場合に、その旨の届出を求めるものにするものになります。

９１頁の第４は、ＩＤを付与された者によるシステムの使用を一定の要件のもとで停止することができる旨を定めるものになります。システムの安定稼働を維持するためには、システムの運用に深刻な影響をもたらし得るような行為を防止する必要がありますので、本文１から３では、ＩＤの取得がこのような不正な行為に基づいて行われた場合には、その使用を停止することができることとしています。

また本文４では、第１の３の規定により、一般の方のＩＤについては、これが一定期間全く使われなかったような場合には、一旦そのＩＤの使用

を停止することができるということを定めております。

また本文５は、逆に一般の方ではない士業者専用のＩＤについては、その士業者としての資格があることが前提に付与されていますので、何らかの理由で、その資格の停止等があった場合には、このＩＤの使用を停止するということを定めるものになります。

その他、本文６は、１から５までに掲げる場合の他、この使用を継続することが適当でないと認める特別な事情も想定されますので、そのような場合には、ＩＤの使用を停止することができることとしています。第２部の説明は以上になります。

【山本委員長】この第２部の部分につきまして、どの点でも結構ですので、御質問・御意見を御自由にお出しをいただければと思います。

【古賀委員】第４の電子情報処理組織の使用の停止についてお伺いしたいと思います。使用停止する場合として、１から５までが記載されていて、６で、１から５までに掲げるもののほか、使用継続することが適当でないと認める特別な事情があるときとなっておりまして、解説説明を見ると、システムの安定稼働に影響があるような場合は、１から５に該当しなくても、その兆候がある場合には止めることができるというものが第６項だと、こう書いてあるわけですが、例えば、第５項の関係で、弁護士業務の資格停止がされた場合には明らかだと思うのですが、その兆候がある場合、何か問題になっている、非弁提携とか、問題になっている場合、これも条文の構造上は、こういう場合も入るように思われるのですが、それはそのような理解でもよろしいのでしょうか。

【橋爪幹事】具体的に、ご指摘されたような問題をどのような形で認定できるのかという問題かという気もいたしまして、おっしゃるとおり、そういう行為が明らかに行われていれば、当然資格の停止という形で、５号で

対応することになるのかと思います。

それ以外に、いわゆる非弁という行為の兆候があった場合の対応ということであれば、一次的には、それは個別の事件との関係で発覚することかと思いますので、そのような違法行為が行われていることが判明した場合には、その事件を担当する裁判官の側で然るべき対応を講じることになるとは思われます。

ただ、個別の事件を離れて、その方のＩＤの使用一般を停止するということになりますと、これは、その方がその事件に限らず、裁判所に対する申立て等が一切できなくなるということを意味しますので、そのような場合を６号で読み込むことができるかどうかについては、ちょっと疑問を持っているというのが率直なところです。

【古賀委員】ありがとうございます。実態としては、そのような判断がなされるのだろうと思います。おそらく、特別な事情ということについて言うと、６号が５号を受けて、その兆候がある場合も含めるということではあるものの、特別な事情というものは、そう簡単にはなかなか認められない、準ずる場合という意味では、特別な事情はかなり限定がかかるのかなというふうに理解しております。ありがとうございました。

【山本委員長】他にいかがでしょうか。この第２部つきまして、よろしいですか。よろしければ、それでは、これで一応、第１部、第２部、全体、この要綱案についての御審議はいただけたかと思います。

それでは続きまして、この諮問の対象では必ずしもないという部分でありますが、関連するものとして、参考資料２として、現在検討中の整備の主なポイントという文書が配布されております。これにつきまして、橋爪幹事から御説明をお願いいたします。

【橋爪幹事】ただいまの山本委員長の御発言のとおり、本委員会の直接の

諮問の対象ではございませんが、せっかく皆様にお集まりいただいた機会ですので、この機会に、整備の内容についても、現在検討している内容について、参考として御説明させていただければと存じます。

主な整備内容の１つ目は、民事訴訟規則を包括的又は個別に準用している最高裁判所規則というものが多数ございますが、これがまさに、「１　主な対象規則」に記載されているものですが、こういった規則については、事件記録が紙媒体で編成されることを前提とした規律を維持するための整備が必要になります。すなわち、今回の民事訴訟規則の改正は、民事訴訟手続がデジタル化することを前提に、これに対応した規律を設けることになりますが、これらの各種手続におきましては、少なくとも改正民訴法の全面施行のタイミングにおいては、手続が直ちにデジタル化されることはなく、事件記録も紙媒体で編成される状態が続くことになりますので、改正後の民事訴訟規則をそのままの形で準用することはできないこととなります。このため、民事訴訟規則の準用に当たって、必要な読替え規定を置くなどして、紙媒体による訴訟記録を前提とする、従前の規律を維持することとしています。

整備内容の２つ目は、ウェブ会議に関する改正を行うものになります。民事訴訟以外の各種の事件につきましても、改正民訴法の全面施行と同じタイミングで、ウェブ会議の実施が可能となる手続がありますので、これらの事件については、民事訴訟規則３０条の２と同様の規律を設けることを考えております。

整備内容の３つ目は、手数料の電子納付に関するものになります。民訴費用法の改正により、民事訴訟手続の手数料の納付方法が従来の印紙による方法から、原則として現金納付の形に改まりますので、民訴費用規則において、ペイジーによることなど、現金による手数料の具体的な納付方法

を定めることにしています。

整備内容の４つ目は、改正民訴法の施行と同時にデジタル化される手続として、執行文付与申立事件と手数料還付事件がありますので、規則レベルでも、こういった事件に限っては、民事訴訟規則と同様に各種手続をデジタル化に関する規律に改めるということを考えております。

その他、改正民訴法と同じタイミングで施行される令和５年改正法の各種の手続に関しましても、これに対応した最高裁判所規則の改正を検討しております。参考資料２の説明は以上になります。

【山本委員長】整備規則、規則整備についての基本的な考え方について御説明をいただきました。このＩＴ化については、令和４年改正、令和５年改正とあり、それぞれの施行時期とかが微妙にずれているというか、違っているという関係で、その規則を作っていく上においても段階的に進められているわけですが、今回の改正に伴う整備として、今お考えになっていることについて御説明をいただきましたが、今の御説明につきまして、何か御質問等ございましたらお出しいただければと思います。いかがでしょうか。特段よろしゅうございましょうか。それでは、御説明を承ったということにさせていただければと思います。

以上をもちまして、要綱案につきましての審議は一通り終了したということになります。

最後に、この要綱案全般につきまして、改めて御意見・御質問等がありましたら、この場で伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。よろしいでしょうか。

（質問・意見なし）

【山本委員長】それでは、これから要綱案についてお諮りしたいと思いますが、ウェブを利用しての議事進行を行っている関係上、念のため、ウェ

ブ出席をされている山本克己委員と意見表明が相互に可能な状態にあるかということを確認させていただきたいと思います。私の声が聞こえていらっしゃいましたら、挙手機能でお知らせをいただくことは可能でしょうか。挙手いただきましたので、出席委員全員との意見表明が相互に可能な状態にあるということについて確認ができましたので、これより、これまでの御審議を踏まえて、資料２の要綱案について、これを当委員会の要綱として採択するということについて、最終的な御意見をお諮りしたいと思います。

この要綱案を要綱として採択するということについて、御賛同いただけるということでよろしゅうございましょうか。

（異議なし）

【山本委員長】それでは、ウェブ出席の山本委員も含めて、特段の御異論はないということが確認できましたので、これにて、この資料２の要綱案につきましては、要綱として採択されたということにさせていただければと思います。

最高裁判所におかれましては、この要綱に従い、速やかに規則を制定していただければということをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

なお、内容には当たらない範囲における法制上の観点等からの字句の修正等につきましては、恐縮ですけれども、私と事務局の方に御一任いただきたいというふうに存じますが、そういうことでよろしゅうございましょうか。

（異議なし）

【山本委員長】ありがとうございました。それでは、最後にあたりまして、福田委員から皆様に御挨拶をお願いしたいと思います。

【福田委員】本日は、長時間にわたり、熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。事務局を代表し、委員・幹事の皆様に厚く御礼申し上げます。

今般の改正法は、民事訴訟に関する手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものにするとの観点から、民事訴訟に関する手続を全面的なデジタル化を可能にするものであり、実務に与える影響が非常に大きなものとなることは明らかでございます。

また、本日御採択いただいた民事訴訟規則の改正等に関する要綱は、その具体的な手続等を規定するものであり、新たな民事訴訟の実務を形作る第一歩として、極めて重要な規則となるものです。その意味で、当委員会において要綱を採択していただいたことは、誠に意義深いことと考えております。

事務局といたしましては、先ほど委員長から御発言がございましたとおり、この要綱に基づいて速やかに規則案を完成させ、裁判官会議に建議して早期制定を図り、周知に努めてまいりたいと考えております。

委員、幹事の皆様には、今後も、フェーズ３に向けた民事訴訟法の円滑な施行や実務のより一層の充実のため、引き続き御助言等をいただけますと幸いに存じます。

最後になりましたが、山本委員長におかれましては、円滑な審議のため御尽力をいただき、誠にありがとうございました。

【山本委員長】それでは、本日の委員会はこれにて終了とさせていただきます。長時間にわたりまして、熱心に御審議をいただき、誠にありがとうございました。お疲れ様でした。